

の目的は核爆弾で大韓民国を焦土化させることではない。豊かなままの大韓民国を接収するのが北韓の夢だ。北韓の核兵器は、そういう夢を可能にするという点で恐ろしい武器だ。

西洋戦争哲学の代表的人物であるクラウゼヴィッツ將軍は、「戦争は、自分の意志を敵に強いるためにおこなうものであり、そのためにはまず敵の軍事を撃滅せねばならない」と教えた。核兵器が発明された後、核兵器を保有する国は、保有しない国の軍事を撃滅せず自分の意志を敵に強要できるようになった。それで、核兵器は絶対兵器といわれるのだ。

分かりやすい例を挙げよう。われわれは今、北側の天安艦や延坪島挑発に強力に対応していなかった事実を後悔している。戦争へと拡大されるのを怖がってそうだった。

今後、北韓が核兵器開発を整えてから、またそういう挑発をしたでしょう。このとき、大韓民国が北韓に強力に報復できるだろうか？ 在来戦争も恐れた韓国が、核攻撃を覚悟するとは信じられない。この場合、戦争の覚悟もできないはずだ。大韓民国の破滅をもたらすかもしれないからだ。核戦争は在来戦争とはまっ

たく別のものだ。

核攻撃を覚悟しないかぎり、韓国は核兵器開発を完備した北韓のあらゆる恐喝や挑発に対応する方法がない。

つまり、北韓は戦争しないで大韓民国を屈服させ、掌握することを夢見ながら核兵器を作っているのだ。このように切迫した状況で、大韓民国の崩壊を確実に止められる最後に残された選択肢は何なのか、真剣に熟考してみよう。

(統一日報ホームページから)

<http://blog.naver.com/choonkunlee>



特集Ⅰ 迷走する北朝鮮

北朝鮮の人々の人権救済に向け世界は動いた

― 九分野の人権侵害を調査し来年三月の国連で報告 ―

守る会関東支部 支部長

ジャーナリスト

佐伯 浩明

《すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等である。人間は理性及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない》

(世界人権宣言第一条、一九四八年十二月十日)

◆朝鮮半島に残る二十一世紀最悪の悲劇、救済説くピレイ国連人権高等弁務官

北朝鮮の民衆と強制収容所に囚われた人々の人権状況は、金日成・正日の親子政権の独裁からくる「二十世紀最後の悲劇」といわれていたが、二〇一一年十二月十七日、金正日が亡くなり、権力は「金王朝三代目」の金正恩(キム・ジョンウン)最高指導者(二〇一二年四月に朝鮮労働党第一書記に就任)に移った。しかし二十一世紀に入っても北朝鮮国民は、国中に張り巡らされた密告制度と治安警察組織の統制下に置かれ、信仰、結社、言論、集会の自由を奪われている。財政は乏しいが、強盛大国路線維持のために軍事費に消費され、

忠誠心の厚い「核心階層」が住む平壤市民らを除けば、大半が飢えに苦しむ生活を余儀なくされている。

脱北者の証言によれば、北朝鮮国民には、自殺の自由(自殺は国家反逆罪に問われる)も、国外移動の自由もない。世界で最も悲惨な人権状況に置かれ、人権問題の解決の糸口すら見えなかったのが、これまでの状況だが、今年は世界が大きく動いた。

最初の動きは、ピレイ国連人権高等弁務官が一月十四日付で発した声明だ。「われわれは、脱出に成功した人から聞く恐ろしいシステムの一端しか見ていない。しかし、我々が把握している事実は、国際社会が行動を起こすには十分である。よって今こそ国際社会は真実を明らかにし、窮地に立たされ、虐げられている二〇〇〇万の国民に変化をもたらす強い圧力をかけるために、さらに断固とした措置をとる必要がある。……世界で最悪の人権状況の一つでありながら、ほとんど理解されておらず、報道もされることがない、同国について徹底的な調査を行うことは完全に正当化されるのみならず、長年待ち望まれてきたことだ」。

国連の機関のトップから、北朝鮮の人権救済のために、ここまではつきりした行動の呼びかけがなされたことは今までではなかった。ブレイン声明が初だ。

◆国連人権理事会で調査委設置を含む

北朝鮮人権状況決議案を採択（三月二十一日）

この声明を受け、三月二十一日（日本時間二十二日）、ジュネーブで開催中の第二回国連人権理事会において、理事国の日本とEU（欧州共同体）が共同提出した北朝鮮の人権状況調査のための事実調査委員会設置を求める「朝鮮民主主義人民共和国の人権状況」決議案が、無投票でコンセンサス採択（全会一致で採択）された。北の人権問題の解決に向け、世界が歩調を揃えて動き出した最初の一歩だ。

しかし、予想されたことだが、北朝鮮政府は三月二十二日、同決議案について「一顧の価値もない謀略の産物であり、全面的に排撃する」と非難した上で、「人権を政治化した決議の採択に終止符を打つとともに、世界各地で国家主権を踏みにじっているアメリカの行為こそ問題視すべきだ」と強く反発した。

調査委員会の活動期間は一年。北朝鮮に関わる全ての人権状況を調査する。同委員会には、北朝鮮人権状況の特別報告者で、任期が一年延長されたインドネシアのマルズキ・ダス・スマン氏、元オーストラリアの最高裁判事のマイケル・ドナルド・カービー氏、セルビアの人権NGO活動家、ソニア・

ビセルコ氏の三名で構成され、この五月に発足し、来年三月の第二回人権理事会に報告書を提出する。

◆「北朝鮮人権状況決議」の内容

九分野の人権侵害を調査

二〇一四年三月の国連人権理事会に報告書提出へ

第二回国連人権理事会で採択された「北朝鮮人権状況決議」の主な内容は、以下の通りだ。

決議は冒頭で「北朝鮮の人権状況が悪化し続けていること、同国の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的諸権利の組織的人権状況で広範囲かつ重大な侵害が継続して報告されていること、国際的関心事である他国民の拉致問題が未解決であることを深く懸念し、同国政府が全ての人権及び基本的自由を完全に尊重することを求め（る）」として、北朝鮮政府に自由と人権の尊重を強く要請している。

その上で「北朝鮮の重大で、広範囲かつ組織的人権侵害、とりわけ同国の政治犯と（脱北後）本国に強制送還された市民に拷問を加え、強制収容所を使って処罰することを悲しみ、また直ちにこのような行使を止め、全ての政治犯を無条件に、遅滞なく釈放することを同国に強く求め（る）」として、非人道的行為の中止と政治犯の無条件釈放を求めている。

また、決議は「北朝鮮政府が国連の特別報告者の権限を認めず、彼と協力すること、彼の同国へのアクセスを拒否していることに深い遺憾の意を表し……人権状況の改善のため、

加盟国が普遍的定期審査プロセスと人権理事会の他のメカニズムに完全かつ建設的に従事する重要性を再認識し」、国連加盟国に積極的な協力を呼び掛けている。

決議は人権侵害の調査事項として、ダルス・マン報告書で示された九分野をあげた。①食糧への権利の侵害、②政治犯収容所に関わる人権侵害、③拷問と非人道的取り扱い、④恣意的拘禁、⑤差別、⑥表現の自由の侵害、⑦生きる権利の侵害、⑧移動の自由の侵害、⑨他国民の拉致を含む強制失踪。

決議は最後に「国連専門機関、地域の政府間組織、任務保持者、関係機関を含む国連、独立専門家及び非政府組織（NGO）に対し、特別報告者と調査委員会が彼らの任務を遂行できるよう、彼らと正規な対話及び協力を発展させることを奨励する」として、関係する全機関・民間団体に協力を求めている。

実に画期的な内容の「北朝鮮人権状況決議」である。

◆北の人権犯罪阻止に向けICNK結成

「守る会」「難民支援基金」「ノーフェンス」も参加

北朝鮮の人権状況の改善のために、地道な活動が永く続いたが、画期的な変化が現れたのは、ここ数年のことだ。

最初の大きなうねりは、「欧州議会」が一年前の二〇一〇年七月八日、北朝鮮の人権問題について国連調査委員会の設立を求める決議をおこなったことだ。さらに世界の人権団体が、北朝鮮をめぐる人権状況の解消に向けて大きく動いた。

二〇一一年九月に三大国際人権団体のアムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）、国際人権連合（FIDH）を含む、日・米・韓・仏・英など一五か国四三の人権団体が東京に集まり「北朝鮮における『人道に対する罪』を阻止する国際NGO連合（略称・ICNK）」を結成し、世界的規模で、「北朝鮮における『人道に対する罪』の調査委員会（UN Commission of Inquiry = 国連事実調査委員会、略称・COI）」を国連に設置する条項を北朝鮮人権状況決議案に含めるよう、各国政府に働きかけたことの効果が大きかった。

ICNKに日本から参加したのは、長いこと在日本国者問題に取り組んできた「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」、脱北者問題に取り組む「北朝鮮難民救済基金」、強制収容所問題に取り組む「ノーフェンス」、アジアの人権問題に取り組む「アジア人権人道学会」、失踪者問題に取り組む「特定失踪者問題調査会」だ。同じく拉致問題を追及している「救う会」は、「救う会全国協議会」としては参加しないが、調査委員会設置の趣旨には共鳴し、構成メンバーの「北朝鮮に拉致された日本人を救う神奈川の会」が参加した他、ネットを駆使して北朝鮮の不法行為を追及している「アジア調査機構」も参加した。

日本でも二〇一二年九月から二〇一三年春にかけて、HRW東京、アムネスティ・インターナショナル日本、「救済基金」「ノーフェンス」「守る会」「人権人道学会」「救う会神奈川」「アジア調査機構」などが、一体となって、自

民党、民主党、みんなの党、日本維新の会、公明党、社民党まで含めて各政党と、外務省、政府の拉致対策本部、在京各国大使館などに積極的にロビー活動を精力的に展開したことが日本政府を大きく動かした。

二〇一二年末の総選挙では自民党とみんなの党が、選挙公約に初めて、国連の「北朝鮮人権状況決議」に調査委員会の設置を求める項目を入れた。政権を取り戻した自民党政権が政府方針として決め、外務省がEUと緊密に協議して国連人権理事国（四七カ国）に働きかけ、全会一致の決議を勝ち取った次第だ。

◆ICNK弁護士グループが強制収容所の収容者救済の請願書を提出

一方、ICNKの結成を受け、翌二〇一二年四月三日、後、南アフリカの大統領となったネルソン・マンデラさんやミャンマーの野党政治家のアウンサン・スーチーさんの弁護にあたった国際的な弁護士団のジェラルド・ゲンサーさんらICNKの弁護士グループが、ソウルで国連人権理事会など恣意的拘禁に関する国連作業部会や各種人権問題を扱う国連特別報告者など二二の国連人権機関などに「強制収容所（管理所）の収容者救済のための請願」を提出したことを発表し、大きく報道され、大きなうねりを作った。

請願書は、「北朝鮮が強制収容所で国際刑事裁判所ローマ規程の「人道に対する罪」（第七条）を犯している」とし

て、国連が事実調査委員会を設けて調査するよう求めた。その七条は「殺人、絶滅行為、奴隷化、強制移住、恣意的拘禁や身体的自由の剥奪、拷問、強姦・性的な奴隷、迫害、強制失踪、人種隔離」などだが、請願書は「人種隔離」を除く「すべてが当てはまると」記述した。

さらに請願書は「強制収容所（管理所）のシステムの特徴は、北朝鮮自身が加入している四つの条約に違反していることだ」と指摘。すなわち「市民的、政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」の四条約だ。前北朝鮮人権特別報告者のビティット・ムンタボーン教授（タイ）は、二〇〇五年から五年間に調査した収容所の人権状況について、法的アクセスの欠如や家族への連座制の適用も含めて「当惑させる状態が入り混じった、恐ろしい状態である」と記した。強制収容所を含む人権状況に対し「批判の声を強め、その改善と改革を要求し続けた」と報告書で記述している。後任のダルスマン報告者も、「人権蹂躞が強制収容所だけでなく教化所、道集結所、労働鍛練隊など「すべての矯正施設において行われている」と指摘している。

◆NGO一九団体が「国際北朝鮮人権活動家連帯」結成し金正恩を告発 「守る会」、朝鮮学校の洗脳教育阻止のため、補助金停止運動で成果

◆相次ぐ国連の北朝鮮人権状況決議 反発強める北朝鮮、一触即発の状況

二〇一二年の六月二十九日には、日韓米英仏のNGO一九団体が、国際北朝鮮人権活動家連帯（International Network of North Korean Human Rights activists）を結成し、普遍的管轄権を有するスペイン国家裁判所に、金正恩第一書記を「反人道罪」で告訴したのも、人権改善を求める力強い動きだ。

また、「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」は、在日の子どもたちを「チュチェ（主体）思想」の洗脳教育から守るために、朝鮮学校への就学支援や補助金の停止を求める運動を起こし、東京、大阪、神奈川、埼玉、千葉、広島、山口、新潟、宮崎など九つの都府県が補助金を停止した。

「守る会」がこの運動を発進させたのは、二〇一〇年に民主党政権が、高校無償化を朝鮮高級学校の生徒にも適用する方針を発表したことがきっかけだ。

朝鮮学校の中学・高校の歴史教科書四巻を全訳し、朝鮮学校の教育が「歴史的な事実を歪曲・捏造し、北朝鮮指導者への絶対的な忠誠心を植え付ける洗脳教育である」ことを実証的に説いた。「補助金給付は北朝鮮の独裁体制を支えるだけだ」。

民主主義と人権を基本とする日本社会が支援すべき対象ではない」と訴えた。山田文明代表、萩原遼名誉代表、三浦小太郎副代表を中心に活動し、パンフを作成し、国や自治体とマスコミに訴え、補助金給付反対運動を展開し、行政府の理解を取り付けた。

二〇一二年十二月二十日、ニューヨークの国連総会は、北朝鮮の人権侵害に深刻な懸念を表明する北朝鮮人権状況決議を採択した。決議は同十一月二十八日の人権問題を扱う国連総会第三委員会が無投票の全会一致で採択されたが、北朝鮮は「政治的で受け入れられない」と反発し、昨年十二月には、長距離ミサイル発射実験を強行した。

これに対し、米中両国は、二〇一三年一月十九日に対北朝鮮安保理決議案の採択で暫定合意し、既存の制裁の拡大を打ちだした。国連安保理は同一月二十三日に、北朝鮮の行為を非難し、制裁強化をうたった決議案を全会一致で採択した。北朝鮮政府は同日、核兵器開発推進を表明し、さらに反発を強めている。

加えて北朝鮮政府は戦争も辞さない態度に出て、孤立の様相をますます深めている。まさに北朝鮮をめぐる動きは急を告げており、北朝鮮の人々が置かれた人権救済は、一刻の猶予もならない状況だ。世界は全力を挙げて、救済に向けた具体的行動を起こすべき時にきている。